

年間上場料

年間上場料は、次の表に定める金額とし、その半額を4月から9月までの期間に対応する年間上場料として8月末日までに、10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料として同年2月末日までに、それぞれお支払いいただきます。

純資産総額（注）	年間上場料
5億円以下の金額につき	50万円
5億円を超え50億円以下の金額につき、 2億5,000万円以下を増すごとに	7万円
50億円を超え500億円以下の金額につき 25億円以下を増すごとに	7万円
500億円を超える金額につき 250億円以下を増すごとに	7万円

※消費税は含んでおりません。

（注）純資産総額は、前年の12月末日現在において内閣総理大臣等に提出されている直近の有価証券報告書又は半期報告書に基づく純資産総額（いずれも提出されていない場合には、上場日現在における純資産総額とします。）を基準とします。

追加上場料

新投資口を発行し、追加上場を行う場合には、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
新投資口を発行する場合の追加上場料	追加発行総額（発行価格の総額をいう。）の、万分の9	新たに発行する不動産投資信託証券の上場日の属する月の翌月末日まで

（注）投資法人の合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は、当該合併後存続する投資法人の純資産総額の当該合併に伴う増加額（「有価証券変更上場申請書」に記載された上場日現在の純資産総額の増加見込み額をいう。）を追加発行総額とみなして計算します。

但し、当該合併によって消滅する投資法人が上場投資法人である場合には、当該合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は要しません。